

第100条第4項	指定通所介護事業者	第98条第1項第3号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者	神奈川県条例第38号 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。 第16条中第24号を第25号とし、第12号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の後に次の1号を加える。 (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）その他の同令又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の規定において作成しなければならないこととされている計画の提出を求める。 第16条に次の1号を加える。 (26) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めること。
	指定通所介護の事業	当該第一号通所事業	
	指定居宅サービス等基準条例第102条第1項から第3項までに規定する	市町村の定める第一号通所事業の	
第113条第1項第3号	基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準第106条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業	法第115条の45第1項第1号に規定する第一号通所事業（基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）	第16条中第24号を第25号とし、第12号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の後に次の1号を加える。 (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）その他の同令又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の規定において作成しなければならないこととされている計画の提出を求める。 第16条に次の1号を加える。 (26) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めること。
	基準該当通所介護の	当該第一号通所事業の	
第113条第7項	基準該当通所介護の事業	第1項第3号に規定する第一号通所事業	第32条第2項第1号及び第33条中「第16条第12号」を「第16条第13号」に改める。
	指定居宅サービス等基準条例第132条第1項から第6項までに規定する	市町村の定める当該第一号通所事業の	
第115条第4項	基準該当通所介護の事業	第113条第1項第3号に規定する第一号通所事業	附 則 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
	指定居宅サービス等基準条例第134条第1項から第3項までに規定する	市町村の定める当該第一号通所事業の	
4 改正後の第233条第2項の規定により旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者及び旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が受託介護予防サービス事業者となる場合における同条第3項及び第4項第1号の規定の適用については、同条第3項中「指定通所介護をいう。以下同じ。」とあるのは「指定通所介護をいう。以下同じ。」、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条及び第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法（以下この項において「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（次項において「旧指定介護予防訪問介護」という。）と、「指定介護予防訪問リハビリテーション」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーション、旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護（次項において「旧指定介護予防通所介護」という。）と、同条第4項第1号中「指定訪問介護」とあるのは「指定訪問介護若しくは旧指定介護予防訪問介護」と、同項第2号中「指定通所介護」とあるのは「指定通所介護若しくは旧指定介護予防通所介護」とする。	指定期間内に該当する旧指定介護予防通所介護の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例による改正前の指定期間内に該当する旧指定介護予防通所介護の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。		
平成27年3月20日	神奈川県知事 黒岩祐治		
神奈川県条例第39号	指定期間内に該当する旧指定介護予防通所介護の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例による改正前の指定期間内に該当する旧指定介護予防通所介護の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例		
指定期間内に該当する旧指定介護予防通所介護の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成27年神奈川県条例第37号）附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例による改正前の指定期間内に該当する旧指定介護予防通所介護の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第21号）の一部を次のように改正する。	第6条中第5項を第6項とし、第4項の後に次の1項を加える。		
5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定期間内に該当する旧指定介護予防通所介護の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定期間内に該当する旧指定介護予防通所介護の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例		

において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合には、当該指定介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができます。

第100条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 指定介護予防通所介護事業者は、前項ただし書の場合において、夜間及び深夜に指定介護予防通所介護以外のサービスを提供するときは、当該サービスの提供の開始前に当該サービスの内容を知事に届け出なければならない。

第106条の次に次の1条を加える。

(事故発生時の対応)

第106条の2 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、前項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害を賠償しなければならない。

4 指定介護予防通所介護事業者は、第100条第4項に規定する指定介護予防通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合には、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第107条第2項第5号中「次条において準用する第37条第2項」を「第106条の2第2項」に改める。

第108条中「第38条まで」を「第36条まで、第38条」に改める。

第116条中「から第38条まで」を「、第38条」に改め、「前項」との次に「、第106条の2第4項中「第100条第4項に規定する指定介護予防通所介護以外のサービス」とあるのは「基準該当介護予防通所介護以外のサービス（第115条第3項ただし書の場合において、夜間及び深夜に提供されるものに限る。）」とを加える。

附 則

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成27年神奈川県条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「及び第5項」を「及び第6項」に、「、第100条第4項」を「、第100条第5項」に改め、同項の表中「第6条第5項」を「第6条第6項」に、「第100条第4項」を「第100条第5項」に改める。

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

神奈川県知事 黒岩祐治
神奈川県条例第40号

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する

る基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第52条第2項中「その家庭」を「当該障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園、小学校若しくは特別支援学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定子ども園その他児童が集団生活を営む施設」に改め、「応じ、」の次に「助言その他の」を加える。

第61条の2の見出しを「（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）」に改め、同条中「以下同じ。」が「」又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が「」に、「のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第63条第1項）」を「又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第63条第1項又は第171条第1項）に、「以下同じ。」を基準該当児童発達支援事業所」を「」又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当児童発達支援事業所」に改め、同条後段中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第1号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第63条第1項」の次に「又は第171条第1項」を加え、「第5条第13項」を「第5条第12項」に、「25人」を「29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあっては、18人）」に改め、同条第2号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「いう」の次に「。以下同じ」を、「15人」の次に「（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては次の表の左欄に掲げる登録定員に応じそれぞれ同表の右欄に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては12人）」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	通いサービスの利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第61条の2第3号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第67条第2項第1号」の次に「又は第175条第2項第1号」を加え、同条第4号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「（指定小規模多機能型居宅介護」の